

報道関係者 各位

平成31年 4月23日

【照会先】

福井労働局労働基準部

健康安全課長 児玉 秀一

地方産業安全専門官 脇本 泰守

電話 0776 - 22 - 2657 (直通)

平成 30 年労働災害発生状況（確定値）

～ 死傷災害は 15 年以上前と同水準 ～

福井労働局（局長 しまだえつろう 嶋田悦郎）では、福井県内における平成 30 年の労働災害の発生状況について、下記のとおり取りまとめました。

- 1 平成 30 年の死亡者数は 10 人で、平成 29 年の死亡者数 5 人に比べて倍増した。（資料 1 参照）
- 2 平成 30 年の休業 4 日以上之死傷者数は 1,033 人で、平成 29 年の 817 人と比べて 216 人（26.4%）増加した（資料 1、2、3 参照）

業種別

第三次産業（運輸交通業及び貨物取扱業を除く。以下同じ。）

465 人（平成 29 年比 114 人増、32.5%増）

商業 161 人（同 52 人増、47.7%増）

保健衛生業 127 人（同 46 人増、56.8%増）

接客娯楽業 65 人（同 7 人増、12.1%増）

製造業 306 人（同 95 人増、45.0%増）

建設業 146 人（同 33 人増、29.2%増）

運輸交通業 84 人（同 15 人減、15.2%減）

道路貨物運送業 79 人（同 4 人減、4.8%減）

などとなり、製造業、第三次産業、建設業で大きな増加が認められました。

最も増加した業種は

第三次産業 114 人増（平成 29 年比 32.5%増）

最も減少した業種は

運輸交通業 15 人減（平成 29 年比 15.2%減）

となった（資料 2 参照）。

事故の型別では、

「転倒」が 386 人（平成 29 年比 63.6%増）

「墜落・転落」が 154 人（同 21.3%増）

「はさまれ・巻き込まれ」が 120 人（同 14.3%増）

「動作の反動・無理な動作」が 72 人（同 12.5%増）

などとなった（資料 4 参照）。

転倒災害では、休業日数が 1 年を超える災害も発生している。

発生月では、1 月に 151 人（平成 29 年比 78 人増）、2 月に 101 人（平成 29 年比 36 人増）と冬季に多くの労働災害が発生していた（資料 3 参照）。このうち積雪・凍結による転倒災害など冬季特有災害により 147 人が被災している。

「冬季特有災害」とは、凍結・積雪路面の転倒、車のスリップ事故、除雪中の墜落災害など北陸地域の冬季特有の労働災害です。

福井労働局では急増した労働災害を防止するため、福井労働局 労働災害防止緊急対策強化期間(平成 30 年 7 月 20 日から 8 月 31 日まで)を設定して次の事項を各事業場に指導しました。（資料 5 参照）

- 1 経営トップによる「安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一」「事業場内危険箇所の総点検（安全パトロール）」の実施
- 2 「作業手順（マニュアル）の総点検」「作業手順（マニュアル）の遵守状況の確認」の実施
- 3 「安全の見える化運動」の取組実施

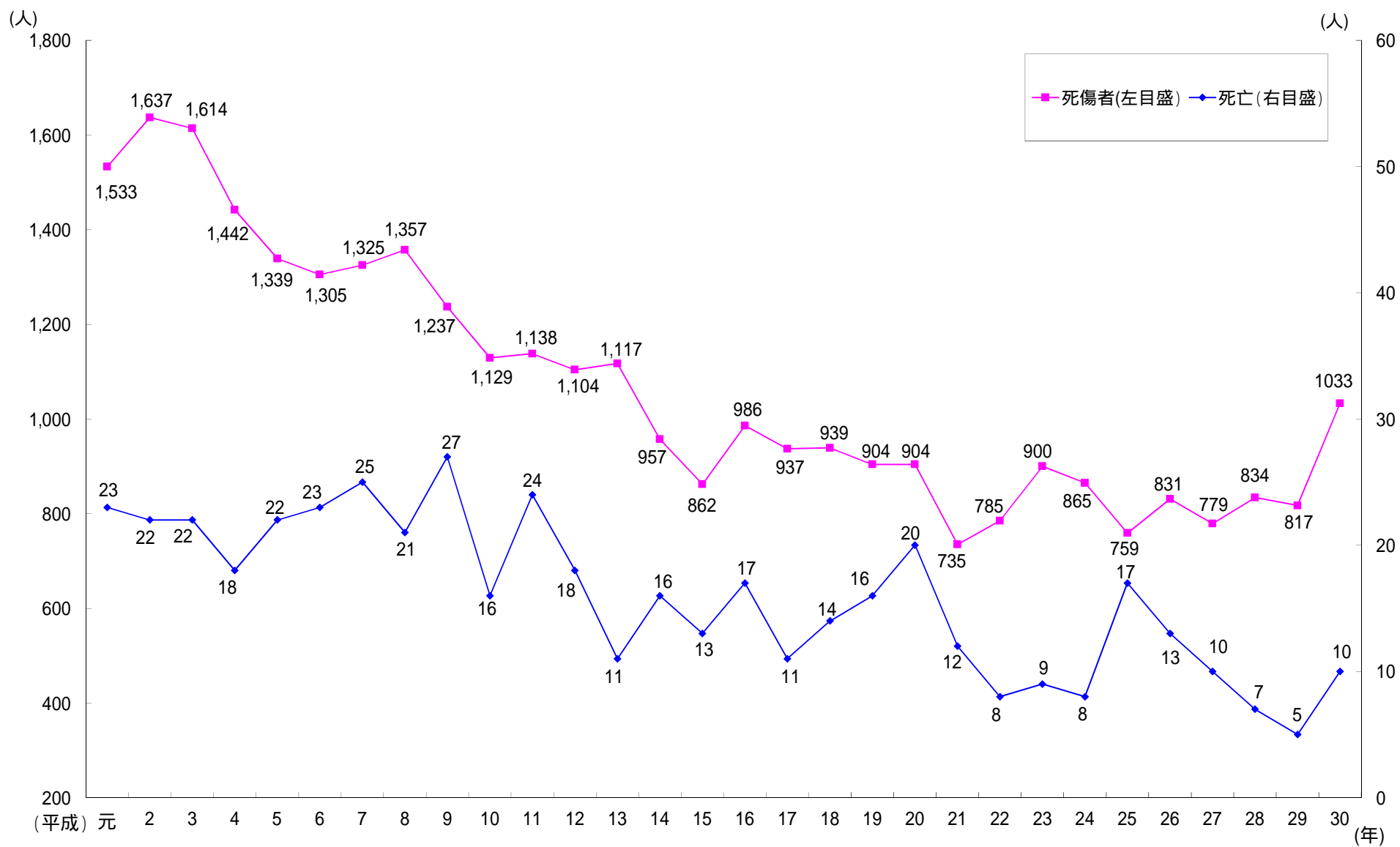
なお、今年の労働災害発生状況（平成 31 年 3 月末時点速報値）は、休業 4 日以上の死傷者数は 138 人で前年同期と比べて 89 人減少、死亡者数は 2 人で前年同期と比べて 1 人増加となっている（資料 6、7 参照）。業種別では、建設業等で労働災害の増加が認められる。

また、福井労働局では、労働災害の大幅な減少と労働者の健康確保を図ることを目的として、平成 30 年度を初年度とする「第 13 次労働災害防止推進計画」（資料 8 参照）を策定しており、

- 1 死亡災害の撲滅を目指して、12 次防期間中(確定値 52 人)と比較して 13 次防期間中の労働災害による死亡者数を 50%以上減少させる。
- 2 2017 年(確定値 817 人)と比較して、2022 年までに休業 4 日以上の労働災害による死傷者数を 5%以上減少(41 人以上減少)させる。

を全体の目標に掲げるとともに、死亡災害撲滅業種対策として製造業と建設業を、災害多発業種対策として労働災害が増加傾向にある第三次産業を最重点業種とし、取組を推進することとしています。

全産業における休業4日以上之死傷者数・死亡者数の推移
(平成元年から平成30年まで)



平成30年労働災害発生状況（確定値）

資料2

福井労働局

業種	署年	福井署		敦賀署		武生署		大野署		合計				前年同月比													
		30年		29年		30年		29年		30年		29年		30年		29年		増減率									
		死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業										
合計		3	589	1	466	2	133	1	140	4	242	2	162	1	69	1	49	10	1033	5	817	5	216	26.4%			
製造業	食料品製造		21		19		9		9		11		5		4		6		45		39		6	15.4%			
	繊維工業		23		25		1				8		6		4		6		36		37		-1	-2.7%			
	衣服その他の繊維		3		1						1								4		1		3	300.0%			
	木材・木製品		5		7		4		1		7		3		1		1		17		12		5	41.7%			
	家具・装備品		3		2		4		2		5		2		1				13		6		7	116.7%			
	パルプ等		4		3		2				3								9		3		6	200.0%			
	印刷・製本		5		1														5		1		4	400.0%			
	化学工業		17		15	1	7		3	1	4		8					2	28		26	2	2	7.7%			
	窯業土石		7		5	1	5		1		3		5		3		1	1	18		12	1	6	50.0%			
	鉄鋼業		2		3				1				2		3		1		5		7		-2	-28.6%			
	非鉄金属		4		3														5		4		1	25.0%			
	金属製品		1	20		14		2		3		11		8		4		4	1	37		29	1	8	27.6%		
	一般機械器具		10		7						10		3						20		10		10	100.0%			
	電気機械器具		6		1		4		4		17		7		1				28		12		16	133.3%			
	輸送機械製造		1		1						4				1		1		6		2		4	200.0%			
	電気・ガス		3																3				3				
	その他の製造		14		6		6		3		5		1		2				27		10		17	170.0%			
小計		1	148		113	2	44		27	1	90		50		24		21	4	306		211	4	95	45.0%			
鉱業			1		1		1						3						2		4		-2	-50.0%			
建設業	土木工事		2	21		1	13		6		16		1	10		8		3		5	3	40	1	42	2	-2	-4.8%
	建築工事		49		24		7		14	1	18	1	7		9		2	1	83	1	47		36	76.6%			
	うち木造家屋建築		10		1		5		4		5		3		2		1		22		9		13	144.4%			
	その他の建設		9		11		7		5		4	1	7		3		1		23	1	24	-1	-1	-4.2%			
小計		2	79		1	48		20		35	2	32	2	22		15		8	4	146	3	113	1	33	29.2%		
運輸交通業	鉄道等				1																1		-1	-100.0%			
	道路旅客				10		3		2		2		2						5		14		-9	-64.3%			
	道路貨物運送		60		58		8		11		10		13		1		1		79		83		-4	-4.8%			
	その他の運輸交通				1																1		-1	-100.0%			
小計		60		70		11		13		12		15		1		1		84		99		-15	-15.2%				
貨物取扱業	陸上貨物																1				1		-1	-100.0%			
	港湾運送業		1				1		5										2		5		-3	-60.0%			
小計		1				1		5								1		2		6		-4	-66.7%				
農林業	農業		8		4						2				1		2		11		6		5	83.3%			
	林業		4		10				2	1	4		4	1	3	1	2	2	11	1	18	1	-7	-38.9%			
小計		12		14				2	1	6		4	1	4	1	4	2	22	1	24	1	-2	-8.3%				
畜産・水産業			1				2		5		3		4						6		9		-3	-33.3%			
第三次産業	商業		108		66		21		14		28		24		4		5		161		109		52	47.7%			
	うち小売業		72		50		15		11		21		16		4		5		112		82		30	36.6%			
	金融広告業		10		6		1		1				1						11		8		3	37.5%			
	映画・演劇業				1																1		-1	-100.0%			
	通信業		14		15				1		6		4		1		2		21		22		-1	-4.5%			
	教育研究		4		6		2		1		1		2		1		1		8		10		-2	-20.0%			
	保健衛生業		64		44		15		16		40		19		8		2		127		81		46	56.8%			
	うち社会福祉施設		46		36		11		13		20		10		7		2		84		61		23	37.7%			
	接客娯楽業		38		41		7		8		14		6		6		3		65		58		7	12.1%			
	うち飲食店		15		15		3		4		10		5		3		1		31		25		6	24.0%			
	清掃・と畜		22		24		6	1	4		7		4		3		1		38	1	33	-1	5	15.2%			
	うちビルメンテナンス業		11		11		4		1		1				3				19		12		7	58.3%			
	官公署																										
その他の事業		27		17		2		8		3		4		2				34		29		5	17.2%				
小計		287		220		54	1	53		99		64		25		14		465	1	351	-1	114	32.5%				

(注)「休業」は休業4日以上の死傷者数 「死亡」は死亡者数で「休業」の内数
第三次産業には運輸交通業及び貨物取扱業は含んでいません。

平成30年死亡災害発生状況（確定値）

番号	発生日	業種	事故の型	起因物	年代	職種	発生状況
1	2月	建設業 (土木工事業)	はさまれ 巻き込まれ	トラック	30代	施工管理者	建設途中のトンネル坑内(幅員約10m)において、坑口より約46mの地点で、ずり(岩石・土砂)の積み込みのため切羽方向(掘削面方向)に後進していた10tダンプトラックに、労働者1名が轢かれた。被災者はずり出し作業員ではなかったが、坑内に立ち入っていた。
2	4月	製造業 (金属製品製造業)	はさまれ 巻き込まれ	その他の 一般動力機械	40代	めっき工	めっき自動ラインにおいて、運搬装置が動作中、ラインの終わりにある乾燥設備で別の製品を乾燥させるため、被災者がラインの横から運搬装置の可動範囲内に身を乗り出して乾燥させる製品をセットし起き上がったところ、走行してきた運搬装置の端と、運搬装置の走行レールを支えるフレームの支柱に取り付けられたスイッチボックスとの間に挟まれた。
3	7月	製造業 (化学工業)	爆発	化学設備	30代	製造工	反応釜内で3種類の化学物質を加えている際に、爆発が発生し、作業をしていた労働者1名が死亡し、同じ作業又は付近で作業をしていた労働者も負傷した。原因は調査中である。
4	7月	林業 (木材伐出業)	飛来、落下	木材、竹材	60代	運搬作業員	トラックに搭載されたグラップルを用いて、別のトラックの荷台に原木(杉丸太)を積み込み、荷締めワイヤロープを掛ける作業時に積み込まれた原木(長さ約4.8メートル、直径約24センチメートル、重さ210キログラム)が落下してトラック横にいた労働者1名に当たった。
5	7月	建設業 (土木工事業)	切れ、こすれ	丸のこ盤	70代	大工	道路工事現場において、コンクリート型枠材として使用する木杭を作るため、労働者1名が携帯丸のこで角材(縦3cm×横6cm×長さ51cm)の一端を切り尖らせていた時、誤って自らの右大腿部を切創した。使用していた携帯用丸のこは、歯の接触防止装置(歯のカバー)が有効な状態で使用していなかった。
6	8月	林業 (木材伐出業)	はさまれ 巻き込まれ	解体用機械	70代	補助作業員	木材伐倒作業において、ドラグ・ショベルのベースマシンにつかみ用アタッチメントを装着した解体用つかみ機を用いて、道路上の枝葉を山に捨てる作業中に、解体用つかみ機の付近で道路上の枝葉を手作業で拾い集めていた労働者1名が、後進する解体用つかみ機のクローラーに轢かれた。
7	9月	建設業 (建築工事業)	感電	送配電線等	30代	配管工	工場新築現場において、空調の試運転時、接続未処理の配線を発見したため、配電盤のブレーカーを落とし結線作業を行おうとしたが、室内機と室外機を結ぶ配線が別の配線に入れ替わっていたことに気付かず、結線を試みた配線は活線(通電)のままとなっており、当該配線に触れて感電したものと推定される。
8	10月	製造業 (セメント・同製品製造業)	はさまれ 巻き込まれ	金属材料	50代	セメント製品製造工	橋桁の製作に使用した鋼製型枠を片付けるため、型枠を4段に積み上げ、フォークリフトを用いて運搬していたところ、荷崩れが発生した。門型クレーンで型枠をつり上げ、型枠の積み直し作業を行っている際、型枠同士が引っかかったため、労働者1名がつり上げたままの型枠を押し入れようと型枠の下に頭部を入れて、手で押していたところ、その型枠は斜め吊りをつり上げており、かつ、不安定な荷(型枠)の下で作業を行ったため、型枠同士の引っかかりが外れた時に、つり上げられていた型枠が落下し、型枠同士の間に挟まれたもの。
9	10月	製造業 (プラスチック製品製造業)	はさまれ 巻き込まれ	射出成形機	40代	プラスチック製品製造工	ブロー式射出成形機を用いてプラスチック製品の成形作業を行っていた際に、射出成形機の前面で作業していた被災者が、何らかの原因で低速で前後に動く射出成形機と、射出成形機に近接する工場の構造柱との間に身を乗り出すように体を入れたため、頸部を挟まれたもの。
10	11月	建設業 (河川土木工事業)	はさまれ 巻き込まれ	移動式クレーン	60代	貨物自動車運転者	積載型トラッククレーンを運転し、養生用の鉄板を現場に搬入する業務に労働者1名が従事していたところ、現場に同車両を駐車し、労働者が運転席から離れる際、サイドブレーキをかけず、輪止めも使用していなかったため、車両が後方へ逸走し始めた。これを当該労働者が止めようと車両の助手席ドア部分を押さえていたが、押さえきれずに車両と共に車両停車位置の側方の路肩下部へ転落し、車両の下敷きとなったもの。

(確定値 なお、昨年確定値 5名)

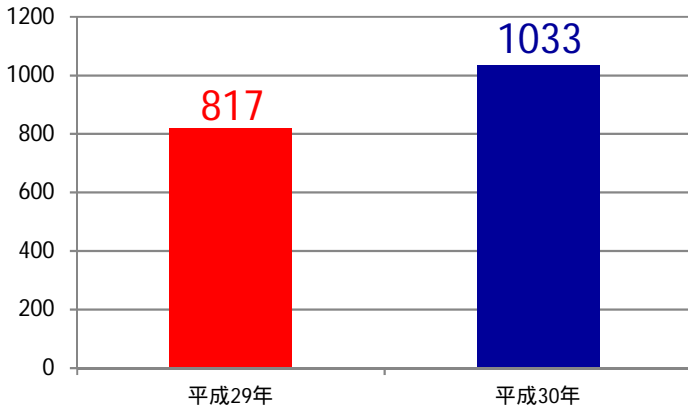


福井労働局 平成30年労働災害発生状況

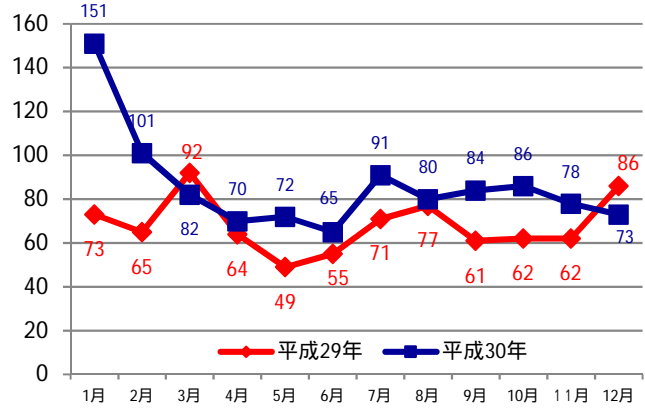
<確定値>



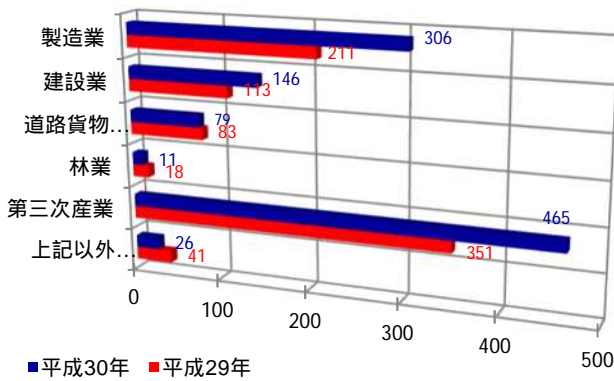
全業種



発生月別



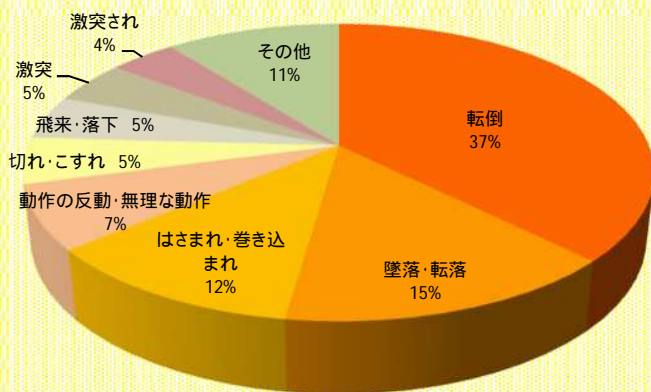
業種別



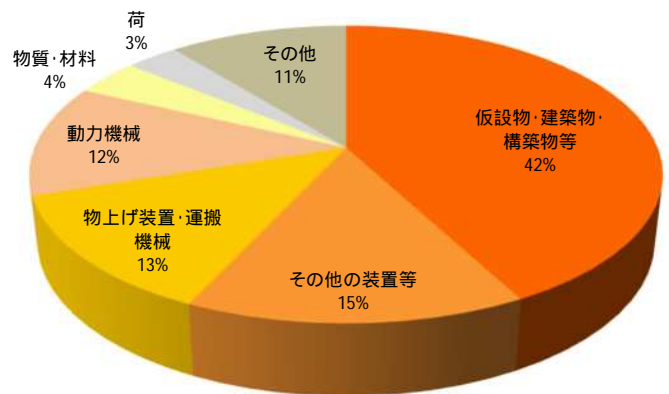
死亡災害発生状況



事故の型別

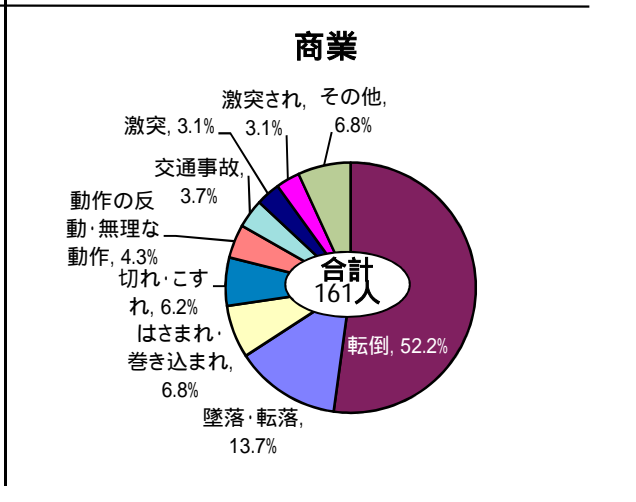
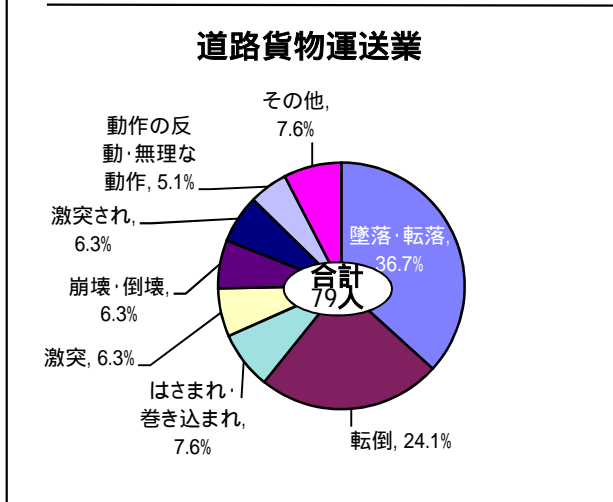
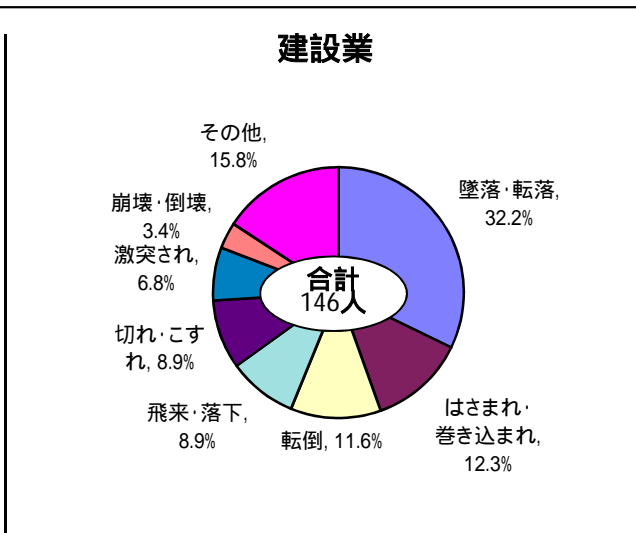
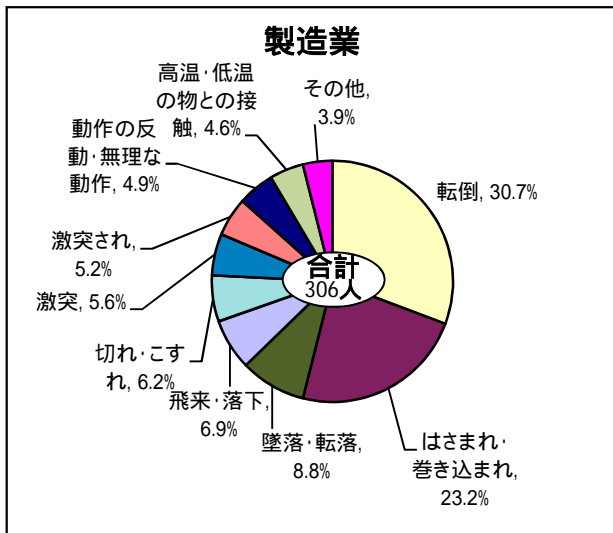
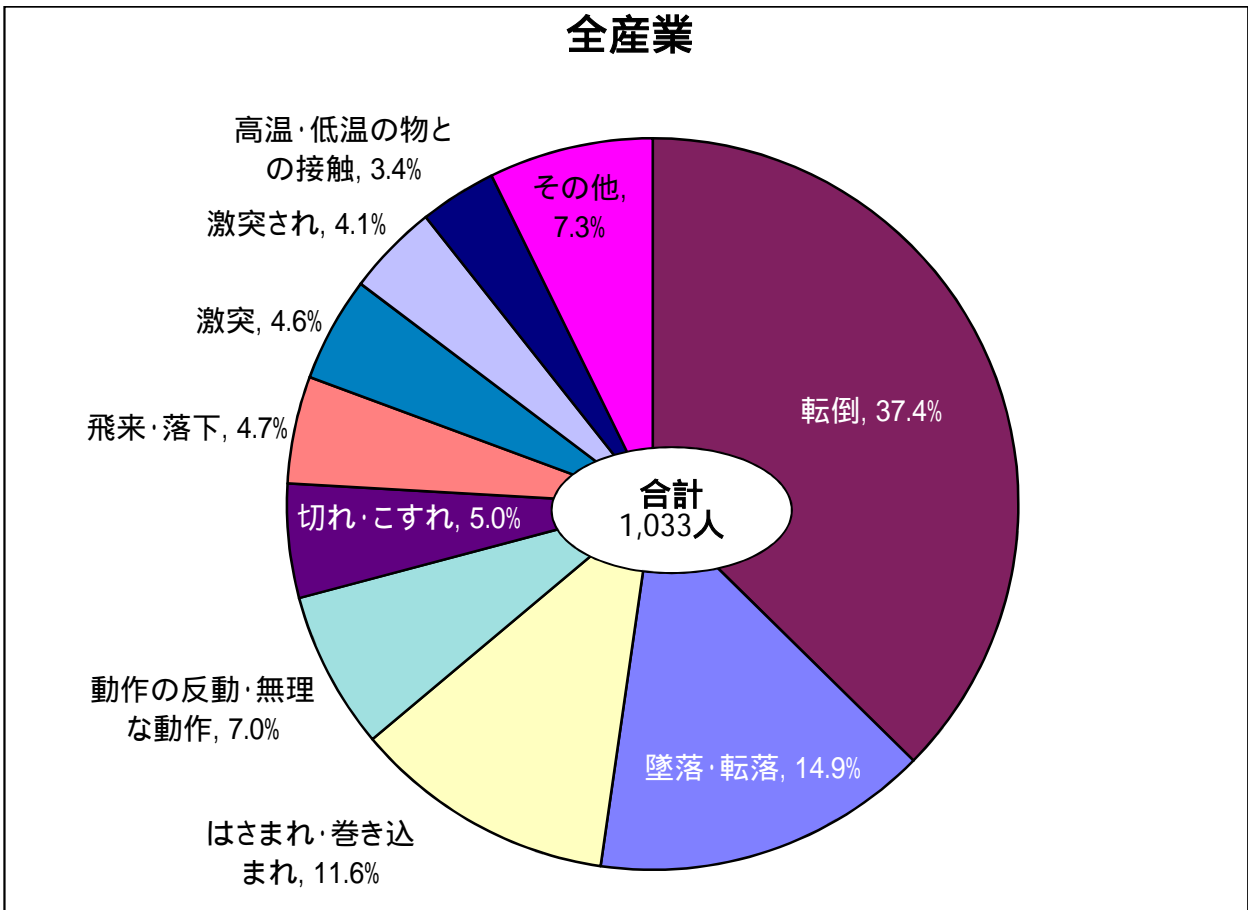


起因物別



災害動向のポイント

- 【全業種】 前年同期比で、26.4%増加。
- 【業種別】 製造業、第三次産業、建設業で増加している。
- 【事故の型別】 転倒が約4割を占める。
- 【起因物別】 仮設物・建築物・構築物等による災害が約4割。



福井労働局 労働災害防止緊急対策強化期間実施要綱

第1 趣 旨

福井労働局における労働災害の発生件数は、着実に減少し、昨年の死亡者数は5人と2年連続で、過去最少となったところである。

しかしながら、本年の死亡災害は、最も労働災害防止に取り組むべき全国安全週間中（7月1日から7月7日まで）に3件の死亡災害が発生して、死亡者数は既に昨年と同じ5人となっており、更に本年6月末現在の休業4日以上之死傷者数は、「第13次労働災害防止計画」の初年度であったにもかかわらず、449人と昨年同時期と比較して114人（34.0%）増加し、危機的な状況にあります。

この危機的な現状において、働く方一人一人がかけがえのない存在であり、各事業場で一人の被災者も出さないという基本理念を再確認し、日々の仕事が安全なものとなるよう、福井労働局労働災害防止緊急対策強化期間を設定して、労働災害防止対策の徹底を図ることとした。

第2 実施期間

平成30年7月20日から8月31日までとする。

第3 主唱者

福井労働局長、各労働基準監督署長

第4 実施者

県下各事業場、労働災害防止団体、事業者団体

第5 実施事項

1 主唱者の実施事項

- (1) 福井労働局長による労働災害防止団体、事業者団体、公共建設工事発注機関等に対する労働災害防止活動の強化等の緊急要請
- (2) 死亡災害や多発する死傷災害の同種災害を防止するための自主点検の実施

2 実施者の実施事項

- (1) 各団体等による「福井労働局 労働災害防止緊急対策強化期間」の会員事業場等への周知徹底
- (2) 各種労働災害防止団体支部等による安全衛生大会の開催、安全パトロール、安全衛生教育講習会等の実施等
- (3) 各事業場の経営トップによる「安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一」「事業場内危険箇所の総点検（安全パトロール）」の実施
- (4) 各事業場の「作業手順（マニュアル）の総点検」「作業手順（マニュアル）の遵守状況の確認」の実施
- (5) 各事業場の「安全の見える化運動」の取組実施

第6 事業者が行うべき具体的事項

1 全業種における事項

(1) 「安全の見える化運動」に取り組むこと。

- ア 「トップの所信表明・安全宣言の見える化」の一環として、経営トップ自らが安全衛生について所信表明等を行い、率先して安全衛生に取り組むよう呼び掛けを行うこと。
- イ 「危険・有害性の見える化」に取り組み、危険・有害性のある箇所、機械・設備、作業の危険・有害性の特定、安全衛生上配慮の必要な作業等について、確認ポイント等を図示、語句、写真、光、音等(以下「図示等」いう。)により、注意喚起を行うこと。
- ウ 「安全ルール見える化」に取り組み、通常作業における作業手順、確認ポイント等を図示等により注意喚起を行うことにより、各作業員の遵守事項を表示し、安全衛生対策を徹底すること。

(2) 安全衛生活動の推進

- ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
- イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
- ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化

(3) 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

- ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
- イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足

(4) 自主的な安全衛生活動の促進

- ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- イ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化

(5) 転倒災害防止対策(STOP!転倒災害プロジェクト)

- ア 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- ウ 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施

(6) 交通労働災害防止対策

- ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
- イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
- ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

(7) 非正規雇用労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

- ア 雇入れ時教育の徹底・内容の充実
- イ 非正規雇用労働者、技能実習生等の外国人労働者を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
- ウ 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施

- エ 高年齢労働者に配慮した職場改善の実施
- (8) 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）
 - ア WBG T値（暑さ指数）による適正な作業環境管理、作業管理の実施
 - イ 計画的な熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定
 - ウ 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取
 - エ 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を踏まえた健康管理
 - オ 熱中症予防に関する教育の実施
- 2 業種の特性に応じた労働災害防止対策
 - (1) 建設業における労働災害防止対策
 - ア 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、ハーネス型安全帯の積極的な使用
 - イ 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - ウ 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
 - エ 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
 - オ 復旧・復興工事における輻輳工事の適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - カ 木材加工用機械に係る安全措置の確実な実施
 - (2) 製造業における労働災害防止対策
 - ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
 - イ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
 - ウ 化学物質等による危険性又は有害性等の調査の実施
 - エ 鉄鋼業等の装置産業の事業場における老朽化設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
 - (3) 林業の労働災害防止対策
 - ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
 - イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保
 - (4) 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
 - ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施
 - イ 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施
 - ウ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
 - エ トラックの逸走防止措置の実施
 - オ トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施
 - (5) 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
 - ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
 - イ 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知
 - ウ 職場点検、4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、危

険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化
エ 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

2019年労働災害発生状況 3月末(速報値)

資料6

福井労働局

業種	署年	福井署				敦賀署				武生署				大野署				合計				前年同月比		
		2019年		2018年		2019年		2018年		2019年		2018年		2019年		2018年		2019年		2018年		死亡	休業	増減率
		死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業					
合計		1	74	1	133	1	18		23		33		52		13		19	2	138	1	227	1	-89	-39.2%
製造業	食料品製造		3		4		1				1		3						5		7		-2	-28.6%
	繊維工業	1	3		2		1				2		1		2		2	1	8		5	1	3	60.0%
	衣服その他の繊維												1								1		-1	-100.0%
	木材・木製品				2		1						1		1				2		3		-1	-33.3%
	家具・装備品		1		1				1				1						1		3		-2	-66.7%
	パルプ等								1				1								2		-2	-100.0%
	印刷・製本				2																2		-2	-100.0%
	化学工業		1		5						2								3		5		-2	-40.0%
	窯業土石		2		2		1		1		2		1				2		5		6		-1	-16.7%
	鉄鋼業										2						1		2		1		1	100.0%
	非鉄金属				2																2		-2	-100.0%
	金属製品		3		5	1	1		1				3				1	1	4		10	1	-6	-60.0%
	一般機械器具				3						2		4						2		7		-5	-71.4%
	電気機械器具		1		4				2				4				1		1		11		-10	-90.9%
	輸送機械製造		1		1						1		1						2		2			
	電気・ガス				1																1		-1	-100.0%
	その他の製造		2		2		2		1										4		3		1	33.3%
小計		1	17		36	1	7		7		12		21		3		7	2	39		71	2	-32	-45.1%
鉱業					1				1												2		-2	-100.0%
建設業	土木工事		7	1	6		2		1		1								10	1	7	-1	3	42.9%
	建築工事		7		2		1		1		1		1		1		3		10		7		3	42.9%
	うち木造家屋建築		2				1		1									3		1		2		200.0%
	その他の建設		1		1						1		3						2		4		-2	-50.0%
小計		15	1	9		3		2		3		4		1		3		22	1	18	-1	4	22.2%	
運輸交通業	鉄道等																							
	道路旅客		1									1							1		1			
	道路貨物運送		10		16		2		3		3		4		2		1		17		24		-7	-29.2%
	その他の運輸交通																							
小計		11		16		2		3		3		5		2		1		18		25		-7	-28.0%	
貨物取扱業	陸上貨物																							
	港湾運送業				1																1		-1	-100.0%
小計					1																1		-1	-100.0%
農林業	農業											1									1		-1	-100.0%
	林業				2		1									1		1		3		-2	-66.7%	
小計					2		1					1			1		1		4		-3		-75.0%	
畜産・水産業										1		1						1		1				
第三次産業	商業		10		24		2		4		6		5		3				21		33		-12	-36.4%
	うち小売業		8		16		2		3		5		5		3				18		24		-6	-25.0%
	金融広告業		1		2														1		2		-1	-50.0%
	映画・演劇業																							
	通信業		1		4						2		1		2				5		5			
	教育研究		1		1														1		1			
	保健衛生業		6		15		1		4		4		6				1		11		26		-15	-57.7%
	うち社会福祉施設		3		11		1		2		3		3				1		7		17		-10	-58.8%
	接客娯楽業		5		5		1		1		1		2		1		4		8		12		-4	-33.3%
	うち飲食店		3		2		1		1		1		1				1		5		5			
	清掃・と畜		4		7				1		1		4				1		5		13		-8	-61.5%
	うちビルメンテナンス業		3		5				1				1				1		3		8		-5	-62.5%
	官公署																							
その他の事業		3		10		1						2		1		1		5		13		-8	-61.5%	
小計		31		68		5		10		14		20		7		7		57		105		-48	-45.7%	

(注)「休業」は休業4日以上の死傷者数 「死亡」は死亡者数で「休業」の内数
第三次産業には運輸交通業及び貨物取扱業は含んでいません。

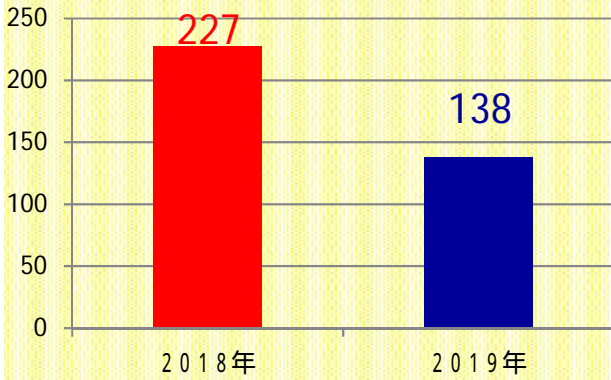


福井労働局 2019年労働災害発生状況

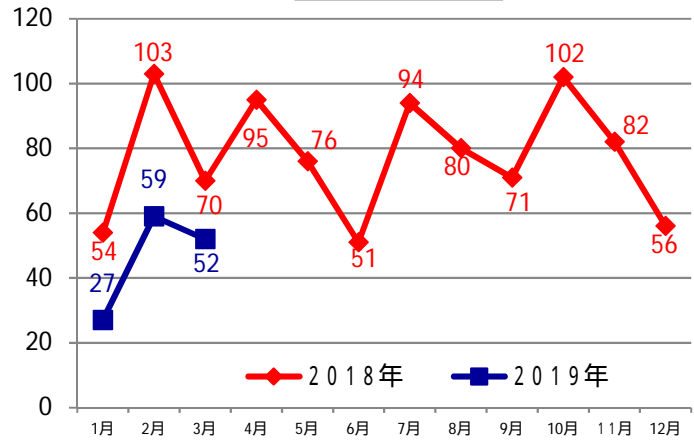
<2019年3月末速報値>



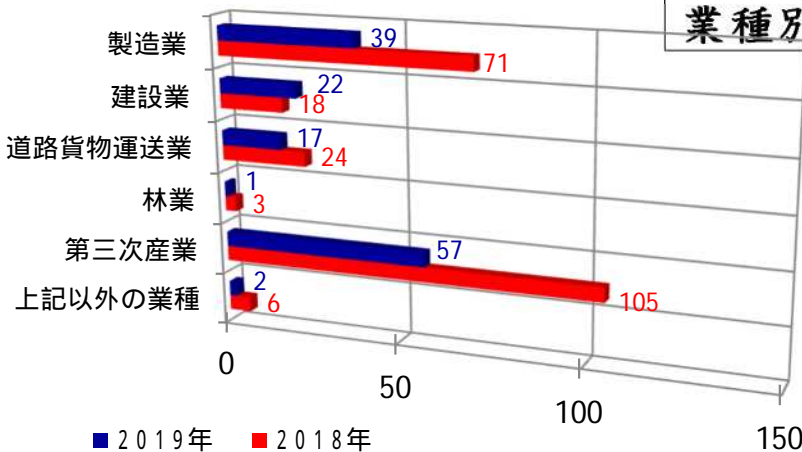
全業種



報告月別



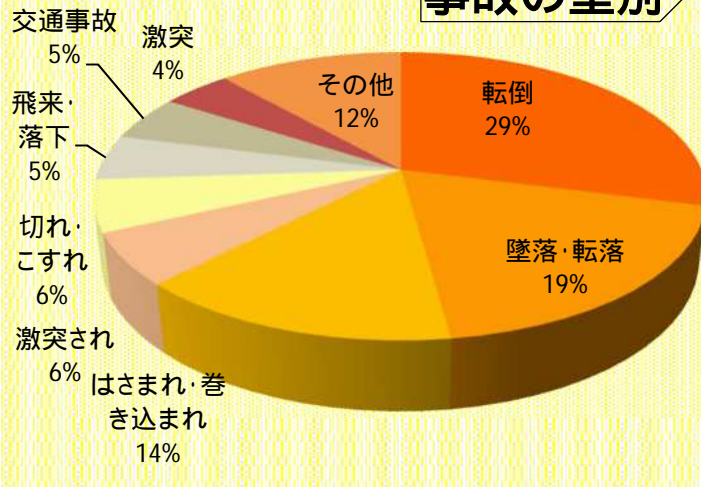
業種別



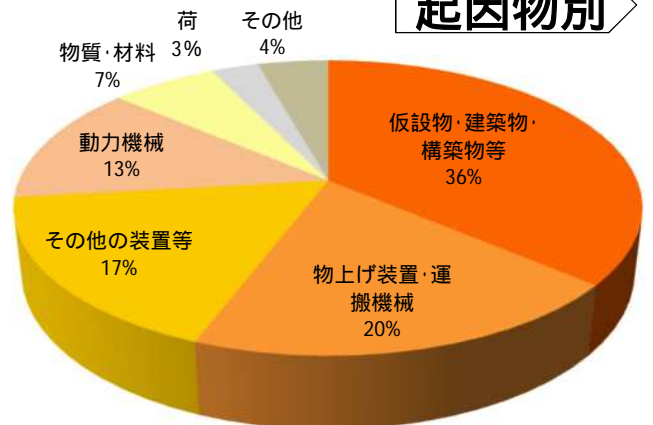
死亡災害発生状況



事故の型別



起因物別



災害動向のポイント

- 【全業種】 前年同期比で、39.2%減少。
- 【業種別】 建設業で増加している。
- 【事故の型別】 転倒が3割弱を占める。
- 【起因物別】 仮設物・建築物・構築物等による災害が約1/3。

労働災害防止計画(第13次防)の概要

計画期間:2018年4月1日～2023年3月31日

1 計画のねらい

「働く方々の一人ひとりがかげがえのない存在であり、それぞれの事業場において、一人の被災者も出さない」

全ての関係者が、この基本理念の下、働く方々の一人ひとりが、より良い将来の展望を持ち得るような社会とするため、日々の仕事が安全で健康なものとなるよう、不断の努力を図ることにより、

「安心して働くことができる職場の実現」を目指します。

福井県内の労働災害の大幅な減少と労働者の健康確保を図るため、国の定めた第13次労働災害防止計画に基づき、福井労働局における労働災害防止対策を推進する方向を明らかにします。

長期的な災害動向と社会情勢の変化を踏まえて、重点対策を絞り込みます。

2 計画の全体目標

死亡災害の撲滅を目指して、12次防期間中と比較して13次防期間中の労働災害による**死亡者数を50%以上減少**させる。

2017年と比較して、2022年までに休業4日以上の労働災害による**死傷者数を5%以上減少**させる。

3 重点施策

死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

過労死等の防止等、労働者の健康確保対策の推進

化学物質等による健康障害の防止対策の推進

原子力発電所等に対する労働災害防止対策の推進

事業場ごとの安全衛生管理組織及び企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

死亡災害の撲滅【目標】死亡災害を50%以上減少（13次防期間中、12次防期間と比較して）

重点とする業種

建設業

【目標】死亡災害を15%以上減少
(13次防期間中、12次防期間と比較して)

高所作業におけるフルハーネス型安全帯の使用徹底
「大組・大払工法」「手すり先行工法」の採用
自然災害での工事における労働災害防止対策の徹底
施工段階における安全衛生に配慮した設計の普及

製造業

【目標】死亡災害を15%以上減少
(13次防期間中、12次防期間と比較して)

機械導入時の残存リスクに基づいた安全な使用の徹底
施設、設備に対する点検・整備等の徹底
食料品製造業及び繊維工業における職長教育の実施

就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

死傷災害の減少【目標】死傷者数を5%以上減少（2017年と比較して2022年までに）

第三次産業

【目標】第三次産業について
死傷者数を減少
社会福祉施設について
死傷者数を5%以上減少
(2017年と比較して2022年までに)

業界団体や商業施設運営団体等との協力による労働災害防止対策の計画的推進
社会福祉施設における労働災害防止の取組の推進
雇い入れ時の安全衛生教育の徹底
小規模事業場に対する企業単位での指導の重点化
安全推進者等の選任の推進

道路貨物運送業

【目標】死傷者数を10%以上減少
(2017年と比較して2022年までに)

荷役作業時の基本的安全対策の徹底
荷主事業者に対する荷役施設・設備の改善等の支援要請

転倒災害防止対策

【目標】死傷者数を10%以上減少
(2017年と比較して2022年までに)

転倒災害を防止する作業環境の整備、4S活動の徹底
転倒災害防止に係る教材素材・資料の提供

冬季災害防止対策

冬季無災害運動の推進

腰痛予防対策

【目標】死傷災害を5%以上減少
(13次防期間中、12次防期間と比較して)

腰痛予防教育の強化
介護労働者の腰痛予防手法の普及
リスクアセスメント等の実施の促進

熱中症対策

【目標】死傷災害を5%以上減少
(13次防期間中、12次防期間中と比較して)

WBGT値の活用による対策の徹底
適切な健康管理の実施

交通労働災害対策

安全運転管理者講習等を通じたガイドラインの指導

「危険の見える化」の推進

「危険の見える化」に配慮した標識、掲示等の普及

高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者対策

高年齢労働者の労働災害防止対策
派遣労働者、未熟練労働者の労働災害防止対策
外国人労働者、技能実習生の労働災害防止対策

個人請負等への対応

建設基本法に基づく安全対策の推進

過労死等の防止等、労働者の健康確保対策の推進

健康確保対策

過重労働による健康障害防止の徹底
健康確保措置の推進

メンタルヘルス対策

【目標】メンタルヘルス対策の取組
事業場の割合を80%以上

メンタルヘルス対策の推進
パワーハラスメント対策の推進

疾病を抱える労働者等の健康確保対策

企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進
疾病を抱える労働者を支援する仕組みづくりの推進

化学物質等による健康障害の防止対策の推進

化学物質等による健康障害防止対策

化学物質による健康障害防止対策
石綿による健康障害防止対策
粉じん障害防止対策

受動喫煙防止対策

職場での禁煙、空間分煙等の受動喫煙防止対策の普及・促進

原子力発電所等に対する労働災害防止対策の推進

電離放射線による健康障害防止対策
廃炉作業、定期検査工事等における労働災害防止対策

事業場ごとの安全衛生管理組織及びの企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

企業単位での安全衛生管理体制の推進
中小規模事業場への支援